

# 南丹市教育委員会会議録

平成 29 年第 5 回定例会

(平成 29 年 5 月 22 日)

## 平成29年南丹市教育委員会第5回定例会会議録

1. 日 時 平成29年5月22日(月)  
開会 午後1時00分 閉会 午後2時10分
2. 場 所 南丹市役所2号棟 教育委員会会議室
3. 付議事件 別紙議事日程のとおり
4. 招 集 者 委員長 武田 義史
5. 出席委員 委員長 武田 義史  
委員長職務代理 高屋 毅史  
委 員 吉田 尋子  
委 員 城戸 貴子  
教育長 森 榮一
6. 欠席委員 な し
7. 事 務 局 教育次長 山内 晴貴  
教育参事 後藤 昌則  
教育総務課長 中川 勇夫  
学校教育課長 山内 紀子  
社会教育課長 寺田 成樹
8. 傍 聴 人 な し

### 日程1 開会

委員長が平成29年南丹市教育委員会第5回定例会の開会を告げる。

### 日程2 会議録作成者の指名

委員長から会議録作成者に中川教育総務課長を指名する。

### 日程3 会議録の承認

## 日程4 報告事項

### (1) 主な行事報告等

(教育長)

- 4月14日、京都府総合教育センターにおいて、京都府内市町教育委員会教育長会議が行われ、京都府教育委員会の橋本新教育長から「子どもたちが幸せになれる、そういう力を市町委員会と力を合わせて育んでいきたい」という就任及び所信の話があった。
- 4月17日までに、今年度の京都府学力診断テストが実施され、市内小中学校も参加した。
- 4月18日、全国学力・学習状況調査が行われた。市内の全小中学校が参加した。
- 4月20日、平成29年度第1回南丹市幼稚園長補佐・小・中学校教頭会議を開催し、補佐・教頭の任務の役割について考え方を説明し、理解と協力の元に一体となってよりよい幼稚園・学校づくりの推進を補佐・教頭の立場から図るよう求めた。今年度の重点の一つとして掲げている地域とともにある学校園づくり、地域との連携を重視した窓口役としての役割の発揮も求めた。
- 4月21日、平成29年度第1回京都府都市教育長協議会が長岡京市で開催された。情報交換が主たる内容の会議であるが、本年度、文部科学省から要保護児童の就学援助費の補助金のうち、新入学児童生徒学用品費という項目について予算単価の見直しを行い、増額予算が成立したので各市町においても対応を行うことを求める通知があり、各市町での対応状況について情報交換した。概ね、国の増額対応を踏まえ、準要保護も増額して貧困対策としての取組が求められているという認識のもとに、対応時期は異なるが14市は増額の対応を行う方向性が協議された。
- 4月27日～28日、近畿都市教育長協議会が大阪府守口市で開催された。未知の状況にも対応できる力を育成するというテーマに行われ、その中で神戸市の「人と防災未来センター」の河田所長の講演があり「災害は自然現象ではない。無人島に台風が来ても無害だが、人が住んでいる箇所対策が不十分な箇所が被害に遭うため、これは社会現象である」という話があった。「防災・減災の観点に立てば、いかに備えをするのが重要で、教育の備えとして、地域に合った危険性の高い事柄について、常に防災・減災の視点を持った教育が求められるのではないか」という内容であった。
- 5月9日、校園長会議にて、先述の近畿都市教育長協議会で行われた防災の講演について紹介し、「常に防災の視点で」ということと、「学校は保護者・地域に情報提供をしっかりと行うことが法で求められている立場であり、説明責任や結果責任がしっかりと果たせるよう充実した学校経営をしてもらいたい」ということを求めた。
- 5月10日、各中学校ブロックを単位とした校種間連絡協議会の全体研究会を4会場で一斉に開催した。それぞれのブロックの実態や状況を踏まえて、独自性も盛り込みながらそれぞれの取り組みをスタートさせた。
- 5月18日～19日、全国都市教育長協議会が奈良で開催された。現在、奈良県一条高校校長、藤原和博先生から「今の状況を分析して未来に向かって教育が何をなすべきか」という内容で講演があった。今までの教育はいかに早く正答を

書けるかの「情報処理型の教育」だったが、これからはAIが主流の社会が構成され、どんどん今ある職業もなくなっていこう。その時代に求められるものは創造性であり、「情報処理力」ではなく「情報編集力」が求められる。今までの学習をジグソーパズル型だったとすれば、これからは正解のない積み木型であり、何を作るか、いかに創造的に物事を作り出していくかが必要となる学習と教育に移行していくと考えるという内容であった。次の時代に生きる教育の推進を学校現場とともに取り組めたらという思いを持った。

○南丹市教育委員会の後援承諾について  
(事務局)  
資料に基づき報告

## 日程 5 議事

**報告第 5 号** 専決処分について（南丹市立幼稚園保育料条例施行規則の一部改正について）

(事務局)

国において平成 29 年度における幼児教育の段階的無償化としてひとり親世帯等の保護者負担の更なる軽減措置の拡充が成立したことから、南丹市立幼稚園保育料において一部改正を行うもの。同時に減免制度（一部国の拡充と重複）について、国及び京都府が推進する子どもの貧困対策に努めるため、申請による審査が必要な減免制度を廃し、減免後の金額と同等の保育料を新しく階層に組み込むことで、算定当初からもれなく貧困世帯の負担軽減を行って子育て支援をするための一部改正を行うもの。

(城戸委員)

特別児童扶養手当と児童扶養手当の違いはなにか

(事務局)

特別児童扶養手当は障害のある子どもを養うための手当。児童養育手当はすべての子どもに支給されるものである。

[採決]

報告第 5 号について委員長から委員一人一人に諮り、全員一致で承認する。

**議案第 12 号** 平成 29 年度南丹市一般会計補正予算等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取について

(事務局)

上記議案について、別紙資料により説明。

(高屋職務代理)

中学校費 生徒教職員健康管理事業のうち「校医の報酬」の詳細は。

(事務局)

年間報酬は、基礎単価×児童生徒数＋基本額で算出するが、当初予算で基本額の計上ができていなかったもの。

(吉田委員)

学校現場における業務改善の取組について、対象校が三校であるが、将来的には他の学校へも広げていく予定なのか。

(事務局)

業務改善に繋がるモデルを構築するために、まず対象の三校で実施し、全校に広げていけるよう考えている。

(吉田委員)

学校モデル構築事業について、園部中学校での前年までの取組の詳細と今後の構想は。

(事務局)

事業を始める以前は学校と教育委員会で問題の改善に取り組んできていたが、これからは地域とともにある学校づくりということで、地域や保護者も交えて二年間事業に取り組んできた。内容としては、福祉の面で支援を必要とする子どもたちへ向けての連携を図り、商工観光課と共同で職業体験などで地域の商業へ赴いたりして、学校がどのような取り組みをしていくのか相互に話し合いを持ち、子どもたちも発表を行いながら、園部管内の子どもたちがどのような取り組みをしているのか、地域としてどのようなことができるか熟議し進めてきた事業である。今までは国から事業費をいただいてやっていたが、今年度は国からの補助はないが最小限の予算で園部中学校の取組が継続できればと考えている。

[採決]

議案第12号について委員長から委員一人一人に諮り、全員一致で承認する。

### 議案第13号 南丹市社会教育委員の委嘱について

(事務局)

南丹市社会教育委員の委嘱について、資料により説明。

[採決]

議案第13号について委員長から委員一人一人に諮り、全員一致で承認する。

#### 議案第16号 南丹市学校運営協議会委員の任命について

(事務局)

南丹市学校運営協議会委員について、資料により説明。

(高屋職務代理)

委員の選出方法について決まりはあるのか。

(事務局)

各学校に応じて、学校長から推薦を受けた方を選出している。地域とともにある学校づくりを推進し、地域全体でどのように子どもたちを育てていくかを考える組織として、様々な地域の方から出ていただくことも重要であると考えている。

[採決]

議案第16号について委員長から委員一人一人に諮り、全員一致で承認する。

#### 議案第14号 南丹市幼児学園運営要領の一部改正について

(事務局)

南丹市幼児学園運営要領の一部改正について、資料により説明。

(高屋職務代理)

南丹市の幼児学園というのは、八木幼児学園のことか。また、園児の対象は何歳から何歳の子どもなのか

(事務局)

南丹市幼児学園は八木中央幼児学園と八木東幼児学園の二か所である。  
八木中央幼児学園は1歳から5歳まで、八木東幼児学園は0歳から5歳までの幼児が入所し、園外保育はどちらも3歳から5歳までで実施している。

[採決]

議案第14号について委員長から委員一人一人に諮り、全員一致で承認する。

#### 議案第15号 南丹市立幼稚園預かり保育規則の一部改正について

(事務局)

南丹市立幼稚園預かり保育規則の一部改正について、資料により説明。

(高屋職務代理)

水曜日は午前中で幼児を帰すとそのあとはどうなるのか。  
また預かり保育をするのであれば5時くらいまでにするのか。

(事務局)

職員会議等がある関係で水曜日は実施できない日としていたがニーズに応じて預かり保育を水曜にも実施できるよう変更しようとするものである。

(高屋職務代理)

時間外保育を行うには特別な場所が必要で、幼稚園の場合、室内環境を継続して使用することが大事であると聞いたことがある。ということは時間外保育が終わった後で、そこを片付けて次使うことはできなくて、そのまま置いておくことになるが預かり保育を行う場所はあるのか。

(事務局)

現在、やはり部屋不足であるとは聞いてはいるものの、水曜以外の平日でも行えているので、すこやか学園を使うなどして部屋の確保も検討しながら取り組んでいきたいと考える。

[採決]

議案第15号について委員長から委員一人一人に諮り、全員一致で承認する。

## 日程第6 その他

- (1) 前期学校等訪問日程について
- (2) 教育公務員特例法等の一部改正について
- (3) 南丹市人権教育講座
- (4) 行事予定

(事務局)

資料により説明。

[次回定例会について]

(委員長)

今後の日程について6月28日(水)午前9時15分から美山支所会議室で開催としたいがどうか。

(委員)

委員長から各委員一人一人に諮り、全員一致で同意する。

(午後2時10分閉会)

南丹市教育委員会会議規則第19条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

南丹市教育委員会委員長

---

南丹市教育委員会委員長職務代理者

---

南丹市教育委員会委員

---

南丹市教育委員会委員

---

南丹市教育委員会教育長

---

(会議録調製者)

南丹市教育委員会教育次長

---